

【表紙】

| | |
|--|------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成28年5月26日提出 |
| 【発行者名】 | フィデリティ投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役 ジュディー・マリンスキー |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 照沼 加奈子 |
| 【電話番号】 | 03 - 4560 - 6000 |
| 【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】 | フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンド |
| 【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】 | 2兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月28日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年1月27日付提出の有価証券届出書の訂正届出書で訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載内容につき、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

継続申込期間：2015年7月29日から2016年7月29日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新され
ます。

< 訂正後 >

継続申込期間：2015年7月29日から2016年7月29日まで^(注)

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新され
ます。

(注) ファンドは、2016年7月28日をもって信託を終了（繰上償還）する予定です。この場
合、2016年7月28日以降、ファンドの取得申込みの受付は行ないませんのでご留意く
ださい。詳しくは、後掲「（12） その他 信託の終了（繰上償還）」をご参照くだ
さい。

（ 1 2 ）【その他】

< 訂正前 >

（略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるもの
とします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する
事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といい
ます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

< 訂正後 >

（略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるもの
とします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する
事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託の終了（繰上償還）

ファンドは、2016年7月28日をもって信託を終了（繰上償還）する予定です。

ファンドは、後掲「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他（a）信託の終了 1.」の記載に従って、以下の通りファンドの信託契約を解約し信託の終了（繰上償還）を行なうものです。

なお、信託の終了（繰上償還）にかかる手続きにつきましては、2016年5月26日までに取得申込みを行ない2016年5月27日現在においてファンドを保有している受益者の方を対象とするもので、2016年5月27日以降に取得申込みを行ないファンドの受益者となる方の受益権については当該手続き（異議申立手続き）を行なう権利がございませんのでご注意ください。

< 信託の終了（繰上償還）の理由 >

日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、ファンドの運用の基本方針である、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行なうことが極めて困難な状況となっているため、信託を終了（繰上償還）することが受益者に有利であると判断いたしました。

< 信託の終了（繰上償還）にかかる日程 >

| | |
|----------------|----------------------------|
| 電子公告日 | : 2016年5月27日 |
| 異議申立期間 | : 2016年5月27日から2016年6月27日まで |
| 繰上償還可否決定日 | : 2016年6月28日 |
| 異議申立受益者の買取請求期間 | : 2016年7月1日から2016年7月22日まで |
| 信託終了（繰上償還）予定日 | : 2016年7月28日 |

電子公告は、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）に掲載いたします。

< 信託の終了（繰上償還）にかかる手続き >

- ・電子公告日（2016年5月27日）現在の受益者は、異議申立期間中に、委託会社に対してこの信託の終了（繰上償還）に関するご異議を述べることができます。
- ・異議申立受益者の受益権の合計口数が、電子公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときは、予定通り2016年7月28日をもって繰上償還いたします。
- ・なお、繰上償還が決定した場合、異議申立受益者は買取請求期間内に、自己に帰属する受益権について、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額とします。）で、受託会社に対し、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- ・異議申立期間中にご異議をお申立てになられた受益者の方の受益権の合計口数が、電子公告日現在の受益権の総口数の二分の一を超えた場合は、繰上償還を行ないません。この場合、繰上償還を行なわない旨を、当該異議申立期間終了後、速やかに電子公告いたします。

（参考）

投資信託振替制度とは、
 ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

委託会社およびファンドの関係法人

（略）

(d) 運用の委託先：FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド

（略）

（参考）

FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、ラテンアメリカを含む20以上の国において、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社およびファンドの関係法人

（略）

(d) 運用の委託先：FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド

（略）

（参考）

FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、中近東、ラテンアメリカを含む20以上の国において、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

（略）

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

（略）

1．個人の受益者に対する課税

（略）

<損益通算について>

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者等を対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2015年11月末日現在のものでありますので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

（略）

1．個人の受益者に対する課税

（略）

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2016年4月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

（略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

（略）

<訂正後>

（注）ファンドは、2016年7月28日をもって信託を終了（繰上償還）する予定です。この場合、2016年7月28日以降、ファンドの取得申込みの受付は行ないませんのでご注意ください。

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

（略）

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

<訂正後>

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(注)ファンドは、下記「(5)その他 (a)信託の終了 1.」の記載に従って、2016年7月28日をもって信託を終了(繰上償還)する予定です。なお、2016年5月26日現在において、ファンドの信託の終了(繰上償還)の可否は未定ですが、2016年5月27日から2016年6月27日までの異議申立期間中に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が、電子公告日(2016年5月27日)現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合、予定通りファンドの信託を終了(繰上償還)いたします。